

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第20号

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則（平成26年大和市規
則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「及び教育委員会（以下「市長等」という。）」を削る。

第4条中「市長等」を「市長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。